

以上

統合ハ協定地域内ニ参加セシムルヲ原則トシ同志的、任意的統合ハ特別事情アル以外認メザル事

進渉ヲ期シ企業經營ヲ容易ナラシメ生産性昂揚ヲ図リ整備要綱ノ趣旨徹底ヲ理想トシ漸ヲ追フテ壳企業体ノ目標ニ邁進セントスルモノナリ

一 新企業体ノ数

四六 第十二回壳藥營業整備委員会の議案

昭和十七年

配置・本舗輸移出ノ生産者数

法人 既存壳藥營業者数 拾五

昭和十七年十二月廿一日（第十二回）

壳藥營業整備委員会

会長 岡村 一雄

個人 全 八百三十八
以上ヲ以テ配置八、本舗一、輸移出一、計拾企業体ヲ設立ス

議案第一号

壳藥營業整備ニ関スル件

九月三十日付提出シタル奈良県壳藥營業整備計画書ハ配置、本舗、輸移出ノ生産者全部ヲ以テ壳企業体ヲ設立スルニ決定シタルモ全県下ニ分散セル配置、本舗、輸移出ノ三業態ニシテ相異ナル生産販売業者ヲ单一企業体ノ傘下ニ統合スルニハ余リニモ地域広汎ナルノミナラズ生産額厖大ナルト業者多数等整理ノ実現至難ナルヲ以テ一県一社的構想ノ下ニ左記ノ通り拾企業ニ分割設立シ整備ノ

二 整理統合ノ態様（新設合併）

本舗、輸移出、配置共ニ新タナル企業体ヲ新設シ既存營業者法人、個人全部解散又ハ廢業スルモノトス

三 新企業体ニ関スル事項

(1) 名 称
(2) 資本金

(1) 本舗（仮称） 奈良県本舗壳藥株式会社

地 域 県下一円

十六年生産実績 五百万円

		人員 三百三十四人	資本金 百万円
(口)	輸移出（仮称） 奈良県輸移出壳薬株式会社	地域 県下一円	地域 今井町 真菅村 八木
		十六年生産実績 三百萬円	十六年生産実績 四百万円
		人員 八十八人	人員 五十一人
		資本金 六十万円	資本金 八十万円
(ハ)	配置（仮称） 奈良県高市東部壳薬株式会社	地域 高取町 阪合村	地域 鳴公村 高市村
		十六年生産実績 四百万円	十六年生産実績 二百五十万円
		人員 五十九人	人員 三十九人
		資本金 八十万円	資本金 五十万円
(二)	配置（仮称） 奈良県高市西部壳薬株式会社	地域 船倉村 越智岡村 新	地域 葛村 抜上村
		十六年生産実績 四百万円	十六年生産実績 三百五十万円
		人員 六十四人	人員 五十六人
		資本金 八十万円	資本金 五十万円
(リ)	配置（仮称） 奈良県南葛西部壳薬株式会社	地域 沢村 天満村 金橋村 新	地域 郷村 葛城村大正村 忍海村
		十六年生産実績 三百五十万円	十六年生産実績 三百五十万円
		人員 五十六人	人員 五十六人

資本金 七十万円

(2) 株主タルモノ、決定

(ア) 配置(仮称) 奈良県北葛壳薬株式会社

配置・本舗・輸移出共々現ニ壳薬営業ヲ営ムモノ
全部ヲ含マシムルモノナリ

地 域 北葛城郡一円

十六年生産実績 二百万円

人員 三十七人

資本金 四十万円

本 舗 百二十二人
配 置 四百人

(イ) 配置(仮称) 奈良県磯城以北壳薬株式会社

地 域 磯城郡 宇陀郡 山辺

郡 添上郡 生駒郡

奈良市

十六年生産実績 二百万円

人員 五十七人
(6) 株主ノ割当基準

輸移出 七十八人

(5) 新企業体ニ参加セシムル株主ノ地区ハ前記協定

地域ニ限定スルヲ原則トシ同志的、任意的統合ハ
特別事情アル以外認メザルコト

資本金 四十万円

十六年中生産総額参千二百万円ヲ生産実績トシ壹
百円株六万四千株トス、生産定価一万円ニ対シ二
千円(二十株)ヲ割当ルモノトス
(即チ定価五百円ノ生産者ニ壹株ノ割)

(ア) 配置(仮称) 奈良県吉野宇智壳薬株式会社

地 域 吉野郡及宇智郡一円

十六年生産実績 二百万円

(7) 新企業体ノ使用スベキ工場数及常時工場ニ使用
スルモノ、概要

資本金 四十万円

四 処方整理ノ概要

五 補償金ノ支出額受給人員其ノ支出方法

六 共助施設

七 既存施設ニ対スル処理方法ノ概要

八 余剰労力転換ニ関スル事項

九 十社ヲ統轄管理スル為メ統制機関ヲ工業組合ニ設置ス

一〇 其 他

記

日時 昭和十七年十二月二十八日 午后一時

場所 御所町 大和壳藥工業組合事務所内

議事 壳藥營業整備ニ関スル件

一、上京報告ノ件

二、新企業会社創立準備ノ件

三、其他

四七 壳藥營業整備委員会の通知

昭和十七年

昭和十七年十二月廿四日

壳藥營業整備委員会

会長 岡 村 一 雄 囂

報告 第一号

左記ノ通り壳藥營業整備委員会總会開催候条御通知申上

候而シテ本会議ハ計画実施事項ニ付キ各地域毎ニ御協力

ヲ仰グ事ニ相成候具体案作成ノ重要議事ニ有之候間是非

時間励行御出席ノ程特ニ御願申候也

四八 第十三回壳藥營業整備委員会の議

昭和十七年

昭和十七年十二月廿八日（第十三回）

第十三回壳藥營業整備委員会

会長 岡 村 一 雄

報告 第一号

壳藥營業整備ニ関シ上京報告ノ件

議案第一号

本県壳藥營業整備計画書承認ノ件

(別冊)

(注 別冊略)

新企業体会社創立ニ関スル件

第三条 前条三ヶ年平均年生産額千円未満ノ者ハ企業体ニ参加セシテ完全転廃業ヲ行フモノトス

奈良県壳薬營業整備実施要綱

(別冊) (注 別冊略)

但シ此ノ場合共助金又ハ補償金ニハ十分考慮スルモノ

トス

四九 奈良県壳薬營業整備実施要綱

昭和十七年

奈良県壳薬營業整備実施要綱

第一条 本県壳薬營業整備ハ昭和十七年十二月二十一日

委員總会決定ノ整備計画ニ基キ壳薬生産企業体ヲ本舗一、輸移出一、配置八トシテ壳薬營業ノ統合整備ヲ行フモノトス

其ノ計画ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

(一) 企業体ノ名称

但シ名称中ニ統制ナル字句ヲ冠セザルコト

(二) 資本金額

(三) 新企業体ノ形態

而シテ地域的統合ハ特別ノ事情アル以外同志的任意の統合ト為スヲ許サザルモノトス

当該地域ハ別ニ之ヲ協定ス

但シ組合証紙ヲ使用スルモノハ該年度ニ於ケル交付

証紙定価額

(五) 昭和十五、十六年、十七年度納付ノ国税營業純益
シ整備進捗状況ノ報告ヲ求メ又ハ諮詢ヲ為シ調査ヲ行
総額

(六) 新企業体創立事務所ノ所在地
(七) 新企業体創立発起人(十名以内)及発起人総代ノ
氏名

第六条 前条ノ計画壳薬營業整備委員会ニ於テ承認ヲ得
タルトキハ新企業体設立計画ヲ実施スル為メ左記事項
ヲ決定シ壳薬營業整備委員会ニ届出ヅルモノトス

(一) 目論見書ノ作成

(二) 定款ノ作成

(三) 本社所在地及支社ノ所在地並ニ分工場ノ数

(四) 新企業体ノ役員数(十名以内)

(五) 其他

第七条 共助施設ハ大和壳薬工業組合ニ於テ之ヲ運営ス
共助要綱ハ別ニ補定ス

第八条 壳薬營業整備委員会ハ必要ニ応ジ新企業体ニ対
シ整備進捗状況ノ報告ヲ求メ又ハ諮詢ヲ為シ調査ヲ行

ヒ或ハ執行ヲ命ズルコトヲ得ルモノトス

付則 本整備実施ハ壳薬營業整備委員会総会ニ於テ決定
シタル日ヨリ之ヲ実施スルモノトス

一 一月二十日迄ニ各企業体ノ発起人選定ノコト 同時ニ發
起人総代選定ノコト

二 各企業体ニ発起人中代表者三名宛選定ノコト
各十企業体ヨリ三名宛選出シ 全体協議会ニ於テ大綱方針ヲ
決定

五 奈良県の壳薬生産高一覧表

昭和十七年

町村名	製造業者名	生産高總額	備考
御所町	二三人	二、八八七、九九一円	
秋津村	五人	一四〇、六九八	
掖上村	一二人	二五〇、八七九	
葛城村	二五人	一、七一〇、七二八	
吐田郷村	四人	一三七、三七二	
大正村	五人	一二六、六一一	
忍海村	六人	三三九、二〇五	
	四五六、一五一	六、〇四九、六三六	ココマデ合計

松山町	治道村	一人	一人	一人	一人	一人	二、一三〇	一〇、四〇三
櫻本町	奈良市	八人	一人	一人	一人	一人	三、四〇〇	二、一〇〇
五ヶ谷村	大淀町	一人	八人	一人	一人	一人	五一二	八五、七二二
	秋野村	一人	二人	一人	一人	一人	九六五、九七二	九一、七二四
	上市町	一人	一人	一人	一人	一人	五七、五五七	七、七六八
	下市町	一人	五人	一人	一人	一人	四六、三〇三	六、八六〇
	吉野町	五人	五人	一人	一人	一人	七六、四七六	二、〇四七
国櫻村	黒滝村	一人	六人	一人	一人	一人	一、五七三	一、二五八、 二八三七
十津川村	吉野村	一人	二、七七五	一人	二、七七五	一人	一、五七三	一、二五八、 二八三七
川上村	天川村	一人	九一、六〇七	一人	九一、六〇七	一人	一、五七三	一、二五八、 二八三七

五一 売薬営業整備計画（奈良県案）

昭和十七年

奈良県売薬営業整備計画案

一 奈良県売薬統制聯合組合（仮称）一個設立ス

ス

- (理由) 現在売薬工業組合員数約六百名ナルヲ以ツ
テ五十企業体ハ十二名以上ヲ協調任意統合スルモノ
以上ノ統合ヲ必要トス
- 3 新企業体ハ左ノ資格ヲ有スルモノタルコトヲ要

- 一 設立要綱 現在ノ工業組合ノ改組ニ依ル
- 二 目的 本県全売薬統制組合（新企業体）ノ統制ヲナシ常ニ政府ト新企業体トノ連絡ヲ計リ以テ国策遂行ニ資セムトス
- 三 事業
- イ 全新企業体ノ原資材ノ購入並ニ販売
- ロ 全新企業体ノ生産品ノ統制
- 二 奈良県売薬統制組合（仮称）
- 第壹号ヨリ第五拾号迄ノ五拾個ノ新企業体ヲ
設立ス

- 1 新企業体ノ標準年生産額定価拾万円以上トス
- 2 新企業体ハ十二名以上ヲ協調任意統合スルモノ

トス

イ 相当数中心工場ヲ有スルモノ

ト 其ノ他

口 統合後処方ノ整理ヲ行フモ企業体運営ニ付何

等ノ支障ヲ來タザルモノ

ハ 共助金ニ堪ヘ得ルモノ

六 出征軍人遺家族並ニ傷痍軍人ニ對シテハ殊ニ考慮ヲ
払ヒ万遺憾ナキコトヲ期ス

奈良県壳薬營業整備研究会

三 新企業体ハ從来ノ生産者ニシテ年生産額定価五千円

以上ノ者ニ對シテ其代行制ヲ認ムルコトヲ得、但シ將來企業体運営上又ハ処方整理ニ伴ヒ適當ノ改廢ヲ行フモノトス

三 壳薬營業整備計画（東京案）

昭和十七年

東京案

四 新企業体ハ原則トシテ年生産額定価壹千円ニ満タザルモノハ転廃業ヲナスモノトス休止状態ニアル処方ハ勿論廃業ヲナスモノトス

其ノ基準ハ

既存生産実績額百万円ニ對シ

(一) 生産総数ニ於テ十六以上

(二) 生産実績額ニ於テ二十七万円以上ノ割合ニテ各自

ハ 出荷ハ全テ聯合組合ヨリ受ケルコト

ニ 小売統制価格ノ制定ヲナスコト

ホ 卸売統制価格ノ制定ヲナスコト

ヘ 包装規格ヲ制定スルコト

二 年生産実績（年販売額）金五万円以上ヲ有スル生産体ハ原則トシテ新生産体トテ取扱フコトヲ得ルモ計画経済ノ本則トシテ總テ生産計画書ノ提出當局ノ裁定

生産指令ノ発動ノ場合ヲ考慮スルトキ当然原料材料獲

得ノ困難ヲ予想セザル、ガ故ニ新生産体可成生産実績

五十万円以上トスルヲ以テ理想トス

但シ同一世帯内ニ於テ出征軍人、傷痍軍人ヲ有スル生
産体若シ軍人遺家族ノ經營ニ係ル生産体ハ現經營責任
者ガ既存ノ儘独立生産体ヲ希望スル場合ハ別個ニ取扱
フモノトス

三 買収金額ハ被買収生産体ガ転廃業ヲ為スト仮定スル
トキ交付ヲ受クベキ共助金額ヲ以テ標準トス 但シ共
助金ハ厚生省ニ於テ近ク發表セラルル予定

四 備 考

茲ニ謂フ生産実績体ハ一応本年五月十五日〆切ヲ以テ
警視庁ニ申告セル昭和十五年十六年ノ生産実績ノ年平
均額ヲ以テ計上スルモノトス但シ必要アル場合ハ其ノ
前後年度ノ実績ヲ參酌スルコトアルベシ
(二)新生産体ヲ結成スル甲核生産体ハ十一月三十日まで
ニ其ノ計画ヲ樹立シ所定ノ様式ニヨリ新生産体整備計
画届ヲ當組合ニ提出スルモノトス 転廃業生産体ハ決

定次第所定ノ様式ニ依テ転廃ノ届ヲ提出スルノトス

昭和十七年十一月十日

三 壳薬生産企業体整備計画(案) 昭和十七年

壳薬生産企業体整備計画案

一 新企業体ノ数

法人業者十六社及個人業者九百人ヲ以テ一社ヲ設立

二 整備統合ノ態様

生産実績者ヲ以テ県下ニ一生産会社ヲ組織シソノ下ニ
十支社ヲ置キ支社ノ下ニ十工場ヲ配ス

三 新企業体ニ関スル事項

- (一) 名 称 大和壳薬統制株式会社(仮称)
- (二) 企業体ノ形態 株式会社トス
- (三) 資 本 金 六百万円
- (四) 株 主 ノ 数 六百人
- (五) 株式及口数ノ割当基準

一 株 金五拾円

株 数 十二万株

割当基準 生産実績ニ依ル

(六) 新企業体ノ使用スペキ工場数及常時工場ニ使用ス

ル者ノ概数工場ノ自己所有カ賃借カノ別賃借ノモノ

ニ在リテハ之ニ関スル今後の方針

イ 使用スペキ工場数及人員 工場一〇〇 人員一

千人

付 既存営業者ニシテ常時十人以上ヲ使用スルモ

ノ、總數

工場ニ其人員 人

ロ 使用工場ハ賃借又ハ買取スルモノトス

賃借スルモノト雖適當ナル時期ニ於テ買取可能ナ

ルモノニ付テハ之ヲ行フモノトス

四 处方整理ノ概数

三百種程度ニ之ヲ圧縮整理スルコト

付 既免許方数 八千方

五 企業体設立ニ参加セシメザル者ニ対スル補償金ノ支

出額受給員数及其ノ支出方法

六 転廃業者ニ対スル共助金ノ支出額、受給員数及其ノ

支出方法

七 既存施設ニ対スル処置方法ノ概要

八 余剩労働転換ニ関スル事項

九 其ノ他

西 奈良県壳葉營業整備計画書 昭和十七年

奈良県壳葉營業整備計画書

奈良県壳葉營業整備委員会

一 新企業体ノ数 拾 個

配置、本舗、輸移出ノ生産者数

法 人 既存壳葉營業者数 拾 五

個 人 全 八百三拾八

以上ヲ以テ配置八、本舗一、輸移出一、計拾個ノ企業
体ヲ設立ス

本県ニ於テハ配置、本舗、輸移出ノ三業態ヲ有シ各自独

特ノ生産発展ノ道程ヲ辿リ歴史的伝統或ハ商習慣製造方

法ヲ異ニシ製品ノ規格同ジカラズ既存壳薬營業者ハ概ネ個人企業的形態ニシテ其ノ分布全県下ニ散在シ交通、労

務、資本等地方産業的或ハ政治的ニ異色アルヲ以テ一氣呵成ニ之ヲ单一企業体ニ集中セシムルコトハ地方經濟或

ハ地方財政ニ及ボス影響少カラヌ本県業界ノ複雜多岐ニ比ブル時ニハ企業運営ニ当リ幾多至難ノ点誠ニ憂慮サル

、ナリ、茲に戦時下國家ノ要請ニ従ヒ國民保健ニ寄与セントスル壳薬生産ノ昂揚ヲ確保セン為メニハ本県ノ実情

業態ニ即応スル壳薬營業整備計画ヲ樹立シ即チ一県一社的構想ノ下ニ本舗、輸移出ノ一企業体トシ配置ハ更ニ地域的經濟的ニ集団企業ヲ資本的運営セントスル八企業体

ト為ス計拾企業体ニ分割設立スルモノナリ、斯クテ其ノ地方色機能的特異性ヲ發揮シ生産性昂揚ニ相努メ整備要

綱具現ニ協心戮力シ漸々追フテ企業精神ノ總親和ト資本ノ紐帶ヲ強韌ナラシムル合同ヲ勧奨シ単位ノ減少ヲ極力相計リ理想トル壳企業体ノ目標ニ邁進セントスル次第

ナリ

4 企業整備

二 整理統合ノ態様（新設合併）

配置、本舗、輸移出共ニ新タル企業体ヲ新設シ既存營業者、法人、個人全部解散ノ廃業スルモノトス

三 新企業体ニ関スル事項

(一) 名称 イ 本 舗 奈良県本舗壳薬株式会社

ロ 輸移出

奈良県輸移出壳薬株式会社

ハ 配 置

高市郡東部壳薬株式会社

ニ 配 置

高市郡西部壳薬株式会社

ホ 配 置

高市郡北部壳薬株式会社

ヘ 配 置

南葛城東部壳薬株式会社

ト 配 置

南葛城西部壳薬株式会社

チ 配 置

北葛城壳薬株式会社

リ 配 置

磯城北和壳薬株式会社

ヌ 配 置

吉野宇智壳薬株式会社

本舗、輸移出、配置共ニ名称ハ都合ニ依リ変更スルノ条件ヲ付ス

(二) 企業体ノ形態 本舗、輸移出、配置共ニ株式会社

トス

(三) 資本金 総額金六百四拾万円

内訳

イ 本舗 奈良県本舗壳薬株式会社

資本金 壱百万円也

生産実績 五百万円 生産者 三百三十四人

ロ 輸移出 奈良県輸移出壳薬株式会社

資本金 六拾万円也

生産実績 参百万円 生産者 八十八人

ハ 配置 高市東部壳薬株式会社

資本金 八拾万円也

生産実績 四百万円 生産者 五十九人

二 配置 高市西部壳薬株式会社

資本金 八拾万円也

生産実績 四百万円 生産者 六十四人

ホ 配置 高市北部壳薬株式会社

資本金 八拾万円也

生産実績 四百万円 生産者 五十一人

ヘ 配置 南葛城東部壳薬株式会社

資本金 五拾万円也

生産実績 二百五拾万円 生産者 三十九人

ト 配置 南葛城西部壳薬株式会社

資本金 七拾万円也

生産実績 三百五十万円 生産者 五十六人

チ 配置 北葛城壳薬株式会社

資本金 四拾万円也

生産実績 二百万円 生産者 三十七人

リ 配置 磐城北和壳薬株式会社

資本金 四拾万円也

生産実績 二百万円 生産者 五十七人

ヌ 配置 吉野宇智壳薬株式会社

資本金 四十万円也

生産実績 二百万円 生産者 五十三人

新企業体ニ参加セシムルニハ地域的統合ヲ原則トシ同志

的、任意的統合ハ特別ノ事情アル以外認メザル事

右ハ本県壳薬工業組合昭和十六年中ノ生産総額三千二百

万円ヲ基礎数字トシテ新資本ヲ投下スルニハ八百万円ヲ

4 企業整備

下ラザルモ壳薬營業整備要綱ノ趣旨ニ從ヒ金六百四十万

円ニ圧縮セントスルモノナリ

而シテ新資本金ノ六百四十万円ハ臨時資金調整ニ基ク查

定ニヨリ全額許可アルモノトシテ決定シタルモノナルニ

付キ本県生産企業体ノ運営並ニ整備実施ニ大支障ヲ來サ

ザル様關係御當局ニ於カレテ右全額許可セラレントヲ

切望スルモノナリ

(四) 株主タルモノ、決定

現ニ配置、本舗、輸移出ノ壳薬生産ヲ営ム者全

部ヲ含ムルモノナリ

(五) 株主ノ員数

約六〇〇人

(六) 株式ノ割当基準

株式ノ割当基準及割当大要

昭和十六年中壳薬生産高參千貳百万円ヲ以テ生産実

績トシ之ヲ基本トシテ生産定価一万円ニ対シ(二割

程度)二千円(二十株)ヲ割当ルモノトス

(七) 新企業体ノ使用スペキ工場数及常時工場ニ使用ス

ルモノ、概数

工場ノ自己所有カ賃借カノ別 賃借ノモノニアリテ

ハ之ニ関スル今後の方針

使用スペキ工場数及人員

工場数 一〇〇個 内外

人 員 一、五〇〇名

既存營業者ノ工場ニシテ常時十人以上ヲ使用スルモ

ノ、總數四十一個ニシテ人員約六百名ナリ

各工場ハ新企業体ノ自己所有又ハ賃借トスルモ賃借ノモノハ毎年利益金ヨリ逐次購入シ自己所有ノモノ

ニ為スコトニ決定ス

(八) 統制機関ノ設置

十企業体ヲ統轄スル為メ大和壳薬工業組合ヲ統制機関

トス

イ 統制機関ノ機能

一 当該地区ニ於ケル原料資材ノ確保壳薬ノ生産又

ハ配給ニ関スル統制指導

一 当該地区ニ於ケル共助施設ノ運営

三 当該地区ニ於ケル所屬事業ノ整備確立

支出方法

四 当該地区ニ於ケル所屬事業ノ技術ノ向上、能率ノ増進、経理ノ改善、其他事業ノ調査研究検査及ビ事業ノ発達ニ関スル施設

定価一円ノ営業純益最底見積額ハ一ヶ年七百円ナリ而シテ共助金トシテ此ノ六ヶ年分四千二百円ヲ支給スルコトニ決ス

五 前各号ニ掲タルモノ、外統制機関ノ目的ヲ達スルニ必要ナル労務、設備利用ノ交流共通等ノ事業

但シ五ニ該當者アルトキハ此ノ者ニ限り其ノ率ヲ異ニシ右金額ニ更ニ追加変更スルモノトス

業

受給人員 八三八人

金額 八百四拾万円

支出ノ方法ハ国民更生金庫ヨリ借入レ現金ヲ以テ一時払トスルコトニ決定セリ

既存免許処方総数 八千余方

但シ必要アル時ハ増減スルコトニ決ス

五 整備要綱1-1ノ二ノ(三)ニ依ル補償金ノ支出額受給人員其ノ支出方法

(付記) 借入レタル共助資金返還ハ三ヶ年据置キ七ヶ年以内ニ年賦割済セヨトノ事ナルモ新企業体ノ基礎安定又ハ資本充実ヲ期スルニハ拾五

該當者 不詳ナリ
従ツテ受給人員支出額共ニ不詳ナリ

将来株式ノ払込其他ニ依リ該當者出デシトキハ適當処理スルコトニ決定セリ

六 転廃業者ニ対スル共助金ノ支出額及受給人員及其ノ

七 既存施設ニ対スル処置方法ノ概要
新企業体ニ於テ必要ナルモノハ之ヲ買取シ以外ノモノハ国民更生金庫ヘ売却スルモノトス

差当リ必要ナルモノトシテ工場ノ土地建物並ニ之ニ伴

フ機械・器具・什器・在庫品中原料薬品全部其ノ他ノ

必要包製品アリ。尚必要品ト認メラレザルモノト雖資

材愛護ノ見地ヨリ精々活用スベク決定セリ

五 大和壳薬統制株式会社定款（案）

昭和十七年

八 余剰労力転換ニ関スル事項

現在従業員三千八百余名ニシテ新企業体ニ引継豫想員
數毫千五百人差引二千参百人余剰アルモ其ノ内家族従
業員約千七百人アリ之等ハ概々転換不適ノモノナルヲ
以テ再差引六百余入ハ国民職業指導所其他ト連絡ヲ密
ニシ適当ニ転換セシムルコトニ決定ス

九 其ノ他

壳薬營業整備委員会ニ於テハ引続キ左ノ事項ニ付慎重

審議中ナリ

イ 発起人ノ決定

ロ 目論見書ノ作成

ハ 定款ノ作成

ニ 本社所在地ノ決定

ホ 新企業体ノ役員数

第一章 総 則

第一条 本公司ヲ大和壳薬統制株式会社ト称ス

第二条 本公司ハ壳薬營業整備統合後ノ國家計画經濟ニ
基ク奈良県内壳薬ノ製造生産ヲ一元的ニ為スト共ニ其
ノ營業ニ付帯スル一切ノ事業及将来ノ發展ニ備ヘル為
ノ設備ノ維持並ニ要転廃業者共助施設等ヲ為スヲ以テ
目的トス

第三条 本公司ハ本社ヲ
ニ置キ支社及分
工場ヲ必要ナル地ニ設置スルモノトス

第四条 本公司ノ資本金ハ金五百万円トス

第五条 本公司ノ定款変更・合併及解散・決議ハ厚生大臣ノ承認ヲ受クル事ヲ要スルモノトス

第六条 本公司ノ公告ハ之ヲ官報ニ掲載ス

第二章 株式及株主

右各項ハ昭和十八年一月末日迄ニ完了ノ見込トス 以上

第七条 本公司ノ株式ハ五万株トシ一株ノ金額ヲ金壱百円トス

第八条 本公司ノ株式ハ記名式トシ其ノ種類ヲ壱株券及五拾株券ノ三種トス

第九条 本公司ノ株式ハ第一回払込ヲ金貳拾五円トシ第二回以後ノ払込金額及時期ハ取締役会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第一〇条 株式引受人又ハ株主ガ株金払込期日迄ニ其ノ払込ヲ為サザルトキハ払込期日ノ翌日ヨリ払込当日ニ至ル迄金壱百円ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ支払ヒ且ツ其ノ延滞ニ因ル損害ヲ賠償スベキモノトス

第一一条 本公司ノ株主タル資格ヲ有スルモノハ奈良県内ニ於テ從来売薬製造営業者ニシテ今回ノ売薬営業整備要綱ニ順応シタル事業主ニ限ルモノトス

第一二条 本公司ノ株式ハ取締役会ノ承認ヲ得ルニ非ラザレバ之ヲ譲渡又ハ質入スルコトヲ得ズ

本公司ハ株券ノ裏書ニ依ル株式ノ譲渡ヲ禁止ス

第一三條 譲渡シニ依リ株式ノ名義書換ヲ請求セントスルトキハ当事者双方株券ノ裏面ニ記名捺印シ之ニ当事者双方記名捺印シタル本公司所定ノ名義書換請求書ヲ添ヘ之ヲ本公司ニ提出スベシ

相続・遺贈其ノ他譲渡シ以外ノ理由ニ依リ株式ヲ取得シタル者其ノ名義書換ヲ請求セントスル場合ニハ取得者株券ノ裏面ニ記名捺印シ之ニ取得者ノ記名捺印シタル本公司所定ノ名義書換請求書及取得ノ原因ヲ証明スベキ書類ヲ添付ノ上本公司ニ提出スベシ

前項ノ規定ニハ株主ノ氏名・商号ノ変更ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一四条 本公司ノ株式ヲ以テ質権ノ目的トナシタル場合ニ於テ之ガ登録ヲ為サントスルトキハ本公司所定ノ請求書ニ当事者双方記名捺印ノ上株券ヲ添ヘ之ヲ本社ニ差出スベシ 質権登録ノ抹消ヲ請求セントスルトキ又同ジ

第一五条 株券ヲ紛失又ハ滅失シタルモノハ公示催告手続ニ依ル除権判決正文又ハ騰本ヲ添付シテ本公司ニ新

株券ノ再交付ヲ請求スベシ

株券ヲ毀損シタルモノハ必ず旧株券ヲ添付シテ新株券

ノ交付ヲ請求スベシ

第一六条 株式ノ名義書換質權設定並ニ移転ノ登録又ハ

其ノ抹消信託表示並ニ其ノ抹消ノ場合ニハ株券一通ニ

付キ金拾錢トシ新株券交付ノ場合ハ一通ニ付キ金五拾

錢ノ手数料ヲ収納スルモノトス

第一七条 株主其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ所有株式全部ヲ第十一条ノ規定ニヨル有資格者へ譲渡スルモノトス有資格者ハ取締役会ノ承認ヲ得テ無資格者ノ株式ヲ買収ルコトヲ得

第三章 株主総会

第二〇条 株主総会ハ定時総会及臨時総会ノ二種トス

定時総会ハ毎年三月及九月取締役之ヲ招集シ監時総会ノ必要ニ応ジ取締役之ヲ招集ス

総会ハ本社又ハ支社ノ所在地ニ或ハ之ニ隣接ノ地ニ於テ之ヲ招集ス

第二一条 総会ニ於ケル議長ハ社長之ニ当ル 社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ハルモノトス

第二二条 総会ノ決議ハ法令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ノ外出席株主ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス 可

否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第一九条 本公司ハ毎決算期最終日ノ翌日ヨリ其ノ期ノ

定期株主総会終了ノ日迄株券ノ名義書換質權ニ関スル登録並ニ其ノ抹消及新株主ノ交付ヲ停止ス

臨時総会ノ通知ヲ発シタル日ヨリ其ノ総会終了ノ日迄又同ジ

前前項ノ外本公司ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ予メ公告ノ上一定ノ期間株券ノ名義書換ヲ停止スルコトヲ得

但シ代理人ハ本公司ノ株主タルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ代理人ハ所定ノ委任状ヲ本会社ニ

提出スルコトヲ要ス

前項ノ代理人権ハ會議ノ終結若クハ延期ヲ通ジテ同一事項ヲ議了スル迄権限アルモノトス

第二四条 総会ニ於テ議決シタル事項ニ付テハ議事録ヲ作リ総会開催ノ日時・場所・議事経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル取締役及監査役之ニ記名捺印ノ上本会社ニ保存ス

第四章 役員

第二五条 本会社ニ取締役 名以内監査役

名以内ヲ置ク

取締役ハ其ノ互選ヲ以テ社長一名副社長一名専務取締

役一名及常務取締役若干名ヲ定メ厚生大臣ノ承認ヲ受

クルモノトス

第二六条 前条ノ取締役及監査役ハ本会社ノ株式五十株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主総会ニ於テ之ヲ選任ス

第二七条 社長ハ本会社ノ社務ヲ總理シ副社長ハ社長ヲ補佐シ社長事故アルトキハ之ニ代ハリ社務ヲ處理ス

社長及副社長ハ本会社ヲ代表ス

第二八条 本会社ノ業務ノ執行ハ取締役会ニ於テ之ヲ決定シ会社ノ日常ノ業務専務取締役及常務取締役之ヲ執行スルモノトス

第二九条 取締役会ノ決議ヲ以テ支配人ヲ選任シ又ハ顧問・相談役ヲ依嘱スルコトヲ得

支配人及顧問・相談役ニ対スル報酬ハ取締役会ニ於テ之ヲ決定ス

第三〇条 取締役ノ任期ハ三ヶ年トシ監査役ノ任期ハ二ヶ年トス 但シ其ノ任期が配当期間ニ尽キタルトキハ

其ノ配当期ニ関スル定時総会終了ニ至ル迄之ヲ伸長ス

第三一条 取締役又ハ監査役ニ欠員ヲ生ジタルトキハ直チニ其ノ補欠選挙ヲ行フ コノ場合選挙セラルタル者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス但シ法定ノ員数ヲ欠カズ且ツ業務執行上支障ナキトキハ補欠選挙ヲナサズル

コトヲ得

第三二条 取締役会ハ社長之ヲ招集シ議長トナル社長事故アルトキハ副社長之ニ代ハリ正副社長事故アルトキ

ハ専務取締役又ハ常務取締役其ノ職務ヲ行フ

リ之ヲ処分ス

取締役会ノ議事ハ出席取締役ノ過半数ナルヲ以テ之ニ
決ス

可否同数ナルトキハ議長ノ決スル処ニ依ル

第三十三条 取締役ハ在任中其ノ所有スル本公司ノ株式五
十株ヲ監査役ニ供託スベシ

前項ノ供託株ハ取締役退任シタル場合ト雖次ノ株主總
会ニ提出スル諸報告ニ付其ノ承認ヲ得タル後ニ非ラザ
レバ返還セズ

第三十四条 監査役ハ本公司ノ業務及財産ノ状況ヲ監査ス
第三十五条 役員ノ報酬ハ株主總会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第三十六条 取締役ハ取締役会又ハ監査役ノ承認ヲ得タル
時ハ同種ノ営業ヲ目的トル会社ノ無限責任社員又ハ
取締役トナルコトヲ得

第五章 計算

第三十七条 本公司ハ毎年六月末日及十二月末日ヲ以テ決
算期トス

4 企業整備

第四〇条 本公司ノ負担ニ期スベキ創立費ハ金五万円以 内トス	一 法 定 積 立 金 純益金ノ百分ノ五以上
第四一条 本公司ノ発起人氏名及住所左ノ如シ	一 別 途 積 立 金 若 千
	一 従 業 員 退 職 手 当 基 金 純益金ノ百分ノ十以内
	一 株 主 配 当 金 若 千
	一 後 期 繰 越 金 若 千
但シ計算ノ都合ニヨリ純益金ノ全部若クハ一部ヲ次期 ニ繰越スコトヲ得	

第三十九条 株主配当金ハ其ノ決算期末現在ノ株主又ハ登 録シタル質権者ニ之ヲ支払フ	
但シ支払通知発送ノ日ヨリ起算シ三年以内ニ支払ノ請求 求ナキトキハ之ヲ本社ノ所得トス	

付 則

第六十条 本公司ノ負担ニ期スベキ創立費ハ金五万円以 内トス	
第六十一条 本公司ノ負担ニ期スベキ創立費ハ金五万円以 内トス	

五六 奈良県配置壳葉商業組合役員会の

議案

昭和十八年

- (ロ) 組合帳簿ノ新調
- (ハ) 職員ノ雇傭 職員諸給与規程ハ工業組合規定ニ準ズ

報告第一号

一 昭和十七年十二月廿一日付地方長官ヨリ役員承認

アリタリ

一 昭和十七年十二月廿八日商業組合設立認可申請ヲ
本県商工課ニ提出シタリ

- (ロ) 三分三本建案
- (ハ) 統制協議会出席者選定ノ件

議案第四号

商業組合設立認可マデ事務管掌ニ関スル件

ヲ当事務所ニ於テ受付スペク事務引継ヲ奈良県壳葉
同業聯合会ヨリ完了セリ

- (イ) 暫定措置

其 他

協議会

十一日午後二時 有楽町 東口会館

十二日午前十時～午後四時

東京 大東亜会館

常 任

(イ) 金庫出物アリ購入セントス

価格 参千五百円 奈良駅倉庫渡シ

議案第二号

部会規程ニ関スル件

什器購入ノ件

川西 勝美 山田嘉久三 平山太次郎
藤原駒治郎 米田 長七 安本 昌作

五七 業者総会日取表

昭和十八年
高市郡東部 昭和十八年一月十五 高取町 講堂 高取国民学校

北葛城郡 昭和十八年一月十六 日 工業試験場楼上

昭和十八年一月七日

奈良県壳藥營業整備委員会

吉野宇智郡之部 昭和十八年一月十八 輸移出壳藥之部
南葛城郡東部 昭和十八年一月十九 合樓上
本舗壳藥之部 昭和十八年一月二十 大淀町下淵大淀信用組
葛村古瀬葛国民学校講堂

日 全

日 全

敵傍町久米 久米護國
道場

奈良県健民課々長殿
会長 岡村 一雄

係官派遣方申請ノ件

昭和十七年十二月二十八日ノ本会委員總会ニ於テ決定候

各地区新生產企業体設立ニ関スル業者總会日取左記ノ通

ニ候条公務乍御繁多中貴係官夫レ々々御派遣相成度此段

及申請候也

地 区 日 時 開 催 場 所

高市郡西部 昭和十八年一月六日 午後一時 越智岡村車木

南葛城郡西部 全 昭和十八年一月十日 御所町 御所信用組合
樓上 楓井町駅前常盤館

磯城以北ノ部 昭和十八年一月十一 日 全

高市郡北部 昭和十八年一月十二 日 全 敵傍町久米護國道場

五六 新公社設立発起人代表者会の通知

昭和十八年

今般左記ノ通發起人代表者会開催仕候条御繁忙中乍恐縮
定刻御出席相成度此段及通知候也

記

一日時及場所 昭和十八年二月十四日午後一時

於 大和壳藥工業組合事務所
南方進出計画ニ関スル件

一 案 件 会社設立ニ関スル件

其他

昭和十八年二月九日

奈良県御所町

謂東亞共榮圈建設ノ聖業完遂ニ他ナラズ殊ニ戡定建設ヲ
並行スルノ特殊様相ハ古今其ノ比ヲ見ザル所ニシテ今ヤ
建設ノ巨足着々ト其ノ歩ヲ進メツ、アリ

大和壳薬工業組合

新会社設立発起人代表者会

南方進出計画趣意書

米国並英國ノ東亞制霸ノ野望ハ兄弟牆ニ相闘ク支那事變
ノ誘因トナリ遂ニ發展シテ大東亞戰爭勃發ノ端ヲ開クニ
臻レリ

我忠勇ナル陸海軍將兵ハ緒戦以来大稜威ノ下赫々タル大
戰果ヲ挙ゲ數閱月ニシテ東亞ニ於ケル敵全拠端^(マ)ヲ占領下
ニ治メ遂ニ七洋制霸ノ偉業ヲ建テリ 実ニ感激ノ極ナリ

トス

茲ニ皇軍將兵ノ武運長久ヲ祈リ併テ護國興亞ノ英靈ニ対
シ虔ンデ敬弔感謝ノ誠ヲ捧ケ戰傷病兵ノ快癒速カラソコ
トヲ祈念スル次第ナリ抑モ大東亞戰爭ハ東亞十億民生ヲ
シテ久シキニ亘ル米英ノ桎梏ヨリ之ヲ開放シ民族各其ノ
処ヲ得セシメ以テ安居樂業ノ生地タラシメントスル 所

即チ一千ニ垂レントスル製造業者ヲ企業合同シテ之ヲ一
企業体ニ圧縮シ又販売方面ニ在リテハ重複ヲ整調シテ之
ヲ一戸一袋ノ配置ヲナスノ方策ヲ決シタリ
如此 余剩スル特殊技術或ハ遊休ノ施設ハ資本ト共ニ拠
ゲテ南方圈ニ進転セシメテ豊富ナル原料資源ノ活用ヲ企
図シ以テ原地生産ヲ計画シテ殖產企業ノ伸展ニ資シ仍テ
以テ東亞十億民生ノ保健衛生ニ寄与シ一面領有下ノ済民

宣撫ノ供用ヲ希テ皇恩ノ恵沢ニ浴セシメントシ他方又原

ケンコトヲ期セントス

料物資ノ彼此交流ヲ策シテ国内斯業ノ発達ニ寄与シ以テ

事業計画大綱

益國運伸長ノ一翼ニ負荷ノ誠ヲ効サントセリ

- 一 会社設置計画ノ位置及其ノ数
- 二 昭南島……昭南市
- 三 ジヤワ島……バタビヤ市

抑壳薬ハ吾人日常ニ於ケル簡易疾病上不可欠ナル医薬ニシテ其ノ必要性ハ夙ニ政府ノ認容セラル、所ニシテ既ニ

滿州事變ニ於ケル同国建国並支那事變後ソノ地新秩序ノ

建設ニ於ケル医薬即壳薬ニ依ル宣撫施療工作ノ効果ハ茲

ニ贅言ヲ要セサル所ナリ 今戰前ニ於ケル南方共榮圈内

ニ於ケル医薬即壳薬需要ノ狀況ヲ按スルニ需要ノ約九

- 各社ノ資本金ハ壱百万円トス
- 二 資本金

三 事業ノ概要

原地產出ノ原料資材ヲ以テ壳薬ヲ調製シ之ヲ共榮圈

内宣撫並民需等ニ供用シ一方内外地需給ノ交流ヲ企

圖セントス

今ヤ戡定時下ノ南方圈域ニ於ケル之ガ需給ハ挙ゲテ我国

ノ負与ニ俟ツヨリ他ナキ狀態ニシテ殊ニ医薬施設ニ貧シ

キ占領地内ニ於ケル建設工作ニ対スル医薬即壳薬ノ使命

一段ノ緊要性ヲ痛感スル次第ナリ

壳藥營業整備ニ伴フ技術ノ進出、遊休施設ノ移駐ヲ計リテ人的物的資源ノ流用ニ資セントス

今ヤ大和壳薬ハ内ニ興亜研究ノ機關ヲ設置シテ速カナル

南方圈進出ノ企図ヲ樹テ時局下職域奉公精進ノ赤誠ヲ捧

五九 新会社設立発起人代表者聯合の議

案

昭和十八年

トス

昭和十八年三月六日

新会社設立発起人代表者聯合会

案件

共助施設ニ関スル件

処方並ニ免許ニ関スル件

県下二百万以内
処方ハ標準ノモノ印刷中
十五%ヲ以テ資本金トス

九日午前十時 試験場へ

実績査定ニ関スル件

定款等ノ審議
十日午前十時

其ノ以 総代会

幹事ハ正副会長ヲ助ケ会務ヲ処理ス

六〇 会社発起人代表者聯合会会則

昭和十八年

第一条 本会ハ奈良県壳藥營業整備委員会内ニ事務所ヲ設置シ本県當局ノ指導ノ下ニ会社設立スルヲ以テ目的

スキ製薬会社十企業体ノ発起人代表ヲ以テ組織ス

- 第二条 本会ハ奈良県壳藥營業整備委員会内ニ事務所ヲ設置シ本県當局ノ指導ノ下ニ会社設立スルヲ以テ目的
- 第三条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一 会長 一名
- 一 副会長 一名
- 一 幹事 八名
- 第四条 会長及副会長及幹事ハ總会ニ於テ選挙スルモノトス
- 第五条 会長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ統轄總理ス
- 副会長ハ会長ヲ輔佐シ会長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス
- 第六条 役員ハ会長ノ命ニヨリ總会又ハ役員会ニ於テ決議シタル事項ヲ積極的ニ執行スルモノトス
- 第七条 会長ハ役員会ノ決議ヲ經テ職員ヲ置ク
- 第八条 役員会ハ会長副会長幹事ヲ以テ構成ス
- 第九条 会議及議決ハ奈良県壳藥營業整備委員会会則ニ

準拠スルモノトス

第一〇条 本会ハ第二条ノ目的ヲ達成スル為メ左ノ業務

ヲ行フ

一定款ノ作成

一株主又ハ社員タルモノ、決定

一資本金ノ決定

一補償金又ハ共助金ニ関スル事項ノ決定

一株式又ハ出資口数ノ割当基準及割当大要ノ決定

一処方整理並ニ生産計画ノ樹立

一生産施設並ニ使用工場ニ関スル事項ノ決定

一公社従業者ニ關スル具体的措置ノ決定

一其他会社設立ニ必要ナル事項ノ決定

第一条 本会ノ業務遂行上必要ナル経費ハ壳薬營業整備委員会々則ニ準拠シ差当リ壳薬工業組合ニ於テ立替

支出スルモノトス

第二条 本会所要経費ノ支出ハ各会社資本金ニ拾分ノ

七 各公社平等割十分ノ三ヲ分担スルモノトス

付則

第一三条 本会々則改正ノ必要生ジタル時ハ總会ニ於テ之ヲ行フ

第一四条 本会則ハ昭和十八年四月一日ヨリ実施スルモノ

トス

六 厚生省衛生局長・商工省企業局長

が道府県長官にあてた共助施設な

どについての通知

昭和十八年

衛乙発第二六号

昭和十八年三月十七日

厚生省衛生局長

商工省企業局長

道府県長官殿

壳薬營業整備ニ伴フ共助施設等ニ關スル件

壳薬營業整備要綱第一生産部門ノ整備ニ伴フ共助施設等ニ關シテハ別紙壳薬營業者ノ共助施設等ニ關スル件ニ依ルコトト致度候条右御了知ノ上之ガ実施ニ遺憾無キヲ期